

**スワン・パートナーズ株式会社 令和3年度介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程（通信形式） 学則**

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第 1 条 本研修は、次の事業者および事業所が実施する。

事業者	名 称	スワン・パートナーズ株式会社
	所在地	新潟県新潟市中央区長潟 1 1 3 4 番地 1

事業所	名 称	スワン・ケアスクール
	所在地	新潟県新潟市中央区長潟 1 1 3 4 番地 1

（事業の目的）

第 2 条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（形式）

第 3 条 研修事業は、通信形式で実施する。

（研修事業の名称）

第 4 条 研修事業の名称は次のとおりとする。

名 称	スワン・ケアスクール 介護職員初任者研修（通信）
-----	--------------------------

（年間事業計画）

第 5 条 令和3年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

開 催	実施期間	募集定員	最小開講人数
第 1 回	令和 3 年 6 月 ～ 令和 2 年 9 月	1 2 人	6 人
第 2 回	令和 3 年 1 2 月 ～ 令和 4 年 3 月	1 2 人	6 人
計		2 4 人	1 2 人

ただし、申込者数が、最小開講人数に満たない場合は開講を中止する。

（受講対象者）

第 6 条 受講対象者は次の者とする。

- （1）新潟市およびその近郊在住、在勤で通学可能な者

- (2) 16歳以上で本人確認が出来る者
- (3) 演習を含む全ての課程を自分一人の力で受講、遂行することが可能な者
- (4) 受講費用を指定通り納入できる者

(研修参加費用)

第 7条 研修参加費用は下表のとおりとする。

開 催	金 額	支払方法	納入期限
受講料	46,700円 (税込)	一括払	請求書記載の期日まで
テキスト代	3,300円 (税込)	一括払	請求書記載の期日まで
研修科目を免除した場合は、1時間につき 150円 (税込) を割り引くこととする。			

(使用教材)

第 8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

教 材	介護職員初任者研修テキスト<2分冊/全約500頁/DVD付> 株式会社QOLサービス 令和2年4月20日発刊第9版 価格3,300円 (税込)
-----	---

(研修カリキュラム)

第 9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添1「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、別添2「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別添3「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習)

第12条 実習は、別添4「実習施設一覧」のとおりとする。(令和3年度実習の予定はありません)

(通信形式による研修の実施方法)

第13条 通信形式による研修は、次に定める方法により実施する。

- (1) 自宅での個別学習の方法

計4回のレポート課題によることとする。

(2) レポート答案の合格水準及び評価方法

提出されたレポート答案を、100点満点で、担当講師が評価・添削し、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価する。Dであったレポート課題については、再提出させ、再度評価を行う。

A : 80点以上	B : 60点以上80点未満	C : 50点以上60点未満	D : 50点未満
-----------	----------------	----------------	-----------

(3) 個別学習への対応方法

レポート課題に係る質疑等は、メール・FAXにより行い、担当講師がメール・FAXにて受講者に対し回答するものとする。

(申込手続)

第14条 受講申込手続は次のとおりとする。

- (1) 所定の申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。
- (2) 事業者は、審査の上受講者を決定し、受講決定通知書を受講申込者へメールまたは郵送にて送付する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講申込者は、第7条に定めるとおり、納入期限までに研修参加費用を納入する。
- (4) 研修参加費用の納入方法は、下記の講座への銀行振り込みとし、振り込み手数料は受講者が負担することとする。

・大光銀行 新潟支店 普通口座 2224242

・第四北越銀行 姥ヶ山支店 普通口座 1308788

【口座名義人】スワン・パートナーズ株式会社

- (5) 事業者は、最初の研修実施日に教材を受講申込者へ配布する。

2. 受講申込者が受講開始以前に受講しないことを事業者へ申し出た場合、研修参加費用のうち教材費を除いた額を返還する。ただし、受講を開始した者については、教材費も含め、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(受講時等の本人確認方法)

第15条 受講者は、初回通学研修日に以下のいずれかの公的証明書を提示することとする。当社は事前に送付した受講生証に記載された氏名と公的証明書の氏名とが同一であることを確認する。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本または住民票
- (2) 住民基本台帳カード
- (3) 在留カード
- (4) 健康保険証

- (5) 運転免許証
- (6) パスポート
- (7) 年金手帳
- (8) 国家資格の免許証又は登録証
- (9) マイナンバーカード

(科目免除の取扱い)

第16条 訪問介護員養成研修3級課程の修了者が本研修を受講する場合、申込時に当該研修の修了証明書の写しを申込書に添付し提出することにより、別添1の「2 介護における尊厳の保持・自立支援」科目(9時間)及び「4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携」科目(9時間)を免除することができる。

(研修修了の認定方法)

第17条 修了の認定は、次の全てを満たす受講者に対し行う。

- (1) 第9条に定めるカリキュラムを全て履修していること。
 - (2) 「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価されること。
 - (3) 修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認されること。
 - (4) 提出された全てのレポート答案が事業者の定める水準を超えるものであることが確認されること。
2. 修了評価は、第9条に定める全てのカリキュラム履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したものを(合格)と認定する。

A : 90点以上	B : 80~89点	C : 70点~79点	D : 69点以下
-----------	------------	-------------	-----------

3. 修了評価の結果が合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受けることとする。

(研修欠席者の取扱い)

第18条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。やむを得ない理由で欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。

2. 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、

5日間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第19条 事業者は、第17条第3項及び第18条第2項にもとづき必要な補講を行う。
なお、補講の受講料として、科目の細目ごとに講義・演習時間1時間あたり3,000円(税込)を受講者が負担することとする。また、補講は原則として、当社で行うこととするが、やむを得ない場合、他事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

(受講の取消し)

第20条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者
- (5) その他、事業者が不適者とみなした者

(修了証明書の交付)

第21条 事業者は、第17条により修了認定された者に対し、新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を修了日より7日以内に交付する。また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付する。

(修了者名簿の管理)

第22条 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。また、修了者名簿については永年管理する。

(個人情報管理)

第23条 当該研修における個人情報については次のとおり厳正に管理を行う。

- (1) 当社は事業実施や本人確認書類などにより知り得た受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 講義などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。

(研修事業実施担当部署)

第24条 研修事業は、当社の研修企画室が行う。

(その他留意事項)

第25条 研修事業の実施に当たり、研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

対応部署	スワン・パートナーズ株式会社 スワン・ケアスクール お客様担当係 電話：025-287-8107
------	---

(施行細則)

第26条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

(附則)

第27条 この学則は、令和3年3月1日から施行する。